

京丹波町国土強靱化地域計画

令和2年7月策定



目 次

はじめに	2
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 京丹波町国土強靱化地域計画の基本的な考え方	4
1 基本目標	
2 京丹波町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 京丹波町の地域特性等	6
1 地勢・成り立ち	
2 地質・地層	
3 気象	
4 人口	
5 産業	
第3章 脆弱性評価	9
1 想定するリスク	
2 京丹波町における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	13
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	36
1 計画の推進管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	37

はじめに

1 策定の趣旨

近年、地球温暖化などの気候変動等に伴い、これまでに経験したことの無い豪雨等による土砂災害・風水害が増加し、わが町においても土砂崩れや浸水被害、長期間に及ぶ停電の発生などが頻発する状況となっている。

このことから、今後さらにこれまでの想定を上回る災害リスクへの対応が強く求められるとともに、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下、「強靱化基本法」という。）」が公布・施行された。また平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、これまで政府一丸となって取組みが推進されてきたが、計画どおりの進捗について一定の評価を得られているものの、ここ数年、全国各地で頻発している激甚災害の状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、さらに十分な強靱性が発揮できるよう平成30年12月14日に基本計画の変更が閣議決定され、その歩みの加速化・深度を図ることとされた。

京丹波町は、今後、いつ起こるかわからない大災害に備えるとともに新型コロナウイルス感性症など様々な感染症対策を徹底するなど、国の国土強靱化基本計画及び京都府国土強靱化地域計画との調和と連携を図り、「健康の里づくり」を基軸に、いつまでも豊かに暮らせる強靱な京丹波町を作り上げるため、京丹波町国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画は、今後の研究成果や国や府、地域における議論等により、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

京丹波町国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、京丹波町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、町政運営の指針である「京丹波町総合計画」及び京丹波町地域防災計画等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることと

する。

3 計画期間

概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。

第1章 京丹波町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、町民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 京丹波町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 京丹波町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、これまでに町内で発生した土砂災害や浸水被害のほか、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風15号、19号に伴う中部、関東地方での大規模災害等、過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、府、近隣市町村等の一層の連携強化を図るとともに、町民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・京丹波町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること。
- ・我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ・安心・安全なまちづくりを進めるため、地域内・地域間の連携を強化し、地域の活力を高め、地域の自立と共助の形成につなげていくこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、避難所の環境改善、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、自主防災組織の取り組みの推進・防災教育の実施等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・行政と事業者や地域住民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、政策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 京丹波町の地域特性等

1 地勢・成り立ち

京丹波町は、京都府のほぼ中央部、丹波高原の由良川水系上流部、京都市の西北約50kmに位置している。東部は南丹市、西部は福知山市、北部は綾部市、南部は南丹市と兵庫県丹波篠山市にそれぞれ接しており、総面積は303.09km²である。

東 経	1 3 5 度 2 6 分 3 1 秒
北 緯	3 5 度 9 分 4 2 秒

山地は、丹波高原に含まれ、長老ヶ岳(917m)のほか、標高300m～600mの山々により構成され、北部が若丹山地、南部が撰丹山地に含まれる。町域の東部及び南部の境界沿は、中央分水界の一部を成しており、森林面積は町の総面積の82.6%を占めている。

地目別面積

単位:km²

総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
303.09	15.169	3.008	3.986	0.032	52.361	3.220	5.097	220.217

※地目別面積は、令和2年1月1日現在の課税対象の土地面積。その他は非課税対象面積。

平地は、山々の間を縫って耕地が広がり、その中に集落が点在し約14,000人が暮らしている。

河川は、分水界に位置していることからすべて由良川水系に属しており、高屋川、須知川、上和知川、土師川、井尻川、猪鼻川、質美川などが由良川に合流し、日本海へと流れている。

平野部は、由良川及び支流の河川沿いなどの由良川上流河谷や須知盆地などに限定され、平野部が非常に少ない地形となっている。

2 地質・地層

本町の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向の帯状に分布している。また、由良川や高屋川、上和知川沿いは、礫、砂、泥による堆積物により構成されている。

本町に分布する地質は、東西方向に軸を持つ褶曲構造を基本としており東西方向の切り土斜面や自然斜面などは受け盤となったり、流れ盤となったりして斜面崩壊につながることもあるとされている。

3 気候

京丹波町の気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせている。

夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しい高原的な気候を現し、昼夜の寒暖の差が大きい。冬は、冷え込みが厳しいという内陸性気候を示すとともに、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすこともある。また、南の平野部では、秋から冬にかけて霧が発生しやすい。降水量は年間を通じて比較的少ない。

4 人口

京丹波町の人口は、平成27年国勢調査で14,457人となっており、人口減少を示している。年齢階層別では、高齢者の比率が高く、若年者の比率は低い傾向にある。

世帯数は、核家族化や世帯分離が進み、高齢者世帯の増加など家族構成が変化してきている。

平成27年の1世帯あたりの人口は2.7人である。

人口・世帯数

年次	人口	65才以上	高齢化率	世帯数	1世帯あたり人口	人口密度
平成27年	14,453	5,769	39.9	5,448	2.7	47.7

(国勢調査結果)

5 産業

(1) 農業

農業は、この地域の主産業として発展してきた。

近年は、農家数・就業人口ともに減少しており、多くは兼業農家で主たる農業従事者の高齢化が進行している。そのため、山間農地の荒廃や遊休化が進みつつある。

農家数は減少しているが、意欲と技術のある認定農業者へ農地の集積を進めており、生産量・出荷量は今後伸びる可能性がある。また、地域で営農組織を法人化し、経営改善を図る動きあり、小規模でも質・量ともに安定した産地を目指した取組を進めている。

生産作物の中心は米であり、さらに生産調整作物として重点的に生産を奨励してきた黒大豆や小豆が特産物として定着している。また、府内有数の酪農団地もあり、乳用牛・肉用牛や養鶏、養豚といった畜産業が盛んである。

(2) 林業

京丹波町は、古くから木材生産のほか、栗をはじめマツタケなどのキノコ類など丹波ブランドを持つ特産物生産が盛んな地域である。

しかし、木材価格の低迷などにより林業経営は極めて厳しい状況にある。

そのため、京丹波町の森林は、育林のための定期的な手入れや次世代の森林を育てる作業が十分に進まない、地域産材の利用が少ないために伐った木を使いきれないなどの状況から、結果として山に人が入らず、森林の荒廃が進むという状況になりつつある。

また、近年では山地災害の防止や水源の涵養、地球温暖化防止など、森林が持つ多面的機能の向上が求められる一方、再生可能エネルギーなど森林資源の有効利用に対する期待が高まっている。

(3) 水産業

京丹波町には、和知川漁業協同組合があり、アユ、アマゴの内水面漁業が営まれているが、従業者は少ない。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行った。

1 想定するリスク

住民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1) 地震・津波

京丹波町に被害が想定される活断層の活動による内陸性直下型の大規模地震については、「京都府地震被害想定調査結果(2008)、内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)」において、次のような震度予測と被害想定がなされている。

1) 殿田―神吉―越畑断層(京丹波町―亀岡市―京都市右京区を通る断層)

最大震度6強と想定され、液状化の危険度が中と予測される箇所がある。この地震による死者数は30人、負傷者数は300人、重傷者数は30人、要救助者数は160人、短期避難者数は4,140人と想定される。

また、この地震による建物被害は、全壊1,300棟、半壊・一部半壊2,960棟、焼失220棟と想定される。

2) 三峠断層(福知山市―京丹波町を通る断層)

最大震度6強と想定され、河川沿いの地域が広く分布すると想定され、液状化の危険度が中と予測される箇所がある。この地震による死者数は60人、負傷者数は410人、重傷者数は60人、要救助者数は240人、短期避難者数は5,460人と想定される。

また、この地震による建物被害は、全壊2,650棟、半壊・一部半壊4,040棟、焼失500棟と想定される。

3) 上林川断層(綾部市を通る断層)

最大震度が一部で7と想定され、液状化の危険度が高と予想される箇所

所がある。この地震による死者数は、40人、負傷者数は350人、重傷者数は40人、要救助者数は200人、短期避難者数は4,720人と推測される。

また、この地震による建物被害は、全壊2,260棟、半壊・一部半壊3,670棟、焼失550棟と想定される。

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

京丹波町は、過去より台風、集中豪雨により河川の増水や護岸の決壊等により道路や農地、農林業施設等への被害が頻発している。特に京丹波町は、町の面積の約83パーセントが山林であるため、急傾斜地も多く土砂災害警戒区域や特別警戒区域が多い。平成30年7月豪雨災害では、和知地区上乙見区のいたるところで、河川氾濫や土砂崩れが発生し、道路、河川、農地、農林業用施設など広範囲にわたり甚大な被害が発生した。

1) 平成16年 台風第23号 (10月20日から同月21日まで)

府北部を中心とした記録的な大雨

被害状況

丹波地区

負傷者2名(重傷1人、軽傷1人)、〔住宅〕一部損壊60棟、床上浸水35棟、床下浸水85棟、その他17棟、道路崩壊16箇所、河川損壊62箇所、崖崩れ98箇所、林地崩壊15箇所、農作物被害面積43ha、罹災世帯35世帯、罹災者数81人

瑞穂地区

負傷者2名(軽傷2名)、〔住宅〕床上浸水5棟、床下浸水62棟、その他2棟、道路崩壊40箇所、河川損壊147箇所、林地崩壊2箇所、農作物被害面積40.9ha、罹災世帯5世帯、罹災者数16人

和知地区

〔住宅〕一部損壊24棟、床上浸水2棟、床下浸水3棟、その他2棟、道路崩壊20箇所、河川損壊20箇所、崖崩れ1箇所、林地崩壊138箇所、農作物被害面積30.5ha、罹災世帯2世帯、罹災者数3人

2) 平成25年 台風第18号 (9月15日から同月16日まで)

府域のほぼ全域で総雨量200mm超の大雨

被害状況

丹波地区(総雨量275mm、時間最大雨量32mm)

瑞穂地区(総雨量294mm、時間最大雨量33mm)

和知地区（総雨量 312mm、時間最大雨量 33mm）

床上浸水 17 棟、床下浸水 50 棟、一部損壊 2 棟

町道損壊 148 箇所、農道損壊 30 箇所、林道損壊 158 箇所

避難世帯 78 世帯、避難住民 178 人

3) 平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年 7 月 5 日から同月 8 日まで）

被害状況

丹波地区（総雨量 351mm、時間最大雨量 48mm）

瑞穂地区（総雨量 304mm、時間最大雨量 32mm）

和知地区（総雨量 346mm、時間最大雨量 30mm）

床上浸水 4 棟、床下浸水 10 棟、大規模半壊 1 棟、一部損壊 1 棟

道路損壊 32 箇所、河川損壊 100 箇所

農作物被害 0.9ha 被害額 800 千円

農地被害 118 箇所、11.18ha、被害額 195,000 千円

農業用施設被害 108 箇所、58,000 千円

避難世帯 283 世帯、避難住民 475 人

2 京丹波町における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第 17 条第 3 項）。京丹波町においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること。	1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域且つ長期的な居住地域等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
II. 京丹波町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数且つ長期に渡る孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生
III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止
2-2		多数且つ長期に渡る孤立集落等の同時発生	
2-3		警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
2-7		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生	
IV. 迅速な復旧復興に資すること。	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止
2-2		多数且つ長期に渡る孤立集落等の同時発生	
2-3		警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
2-7		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生	

	3.	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	4.	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により被害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5.	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引に甚大な影響
			5-6	食料等の安定供給の停滞
			5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6.	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
			6-3	下水道関係施設の長期に渡る機能停止
			6-4	基幹交通や地域交通ネットワーク等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7.	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	大地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞や交通麻痺
			7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊、機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
			7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
			7-6	風評被害等による地域等への甚大な影響
			7-7	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
	8.	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期に渡る浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退、損失
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6			風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による地域経済への甚大な影響	

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能・消防等
- (2) 住宅・まち・環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全・国土利用
- (10) 伝統・文化の保全

〔横断的分野〕

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した12の施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら12の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類して取りまとめたものである。

これらの間には、相互関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分配慮することとする。

〔個別施策分野〕

(1) 行政機能・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

- 避難所に指定している施設を含む防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策と環境改善、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等、防災拠点機能の維持を着実に図る。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、にぎわい創生課、瑞穂支所、和知支所、教育委員会)

- 防災拠点として災害に強い新庁舎建設整備を早急に進め、行政機能を維持するとともに防災体制の強化を目指す。

(総務課)

(災害対策本部の運営強化等)

- 防災の総合的な計画である京丹波町地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京丹波町災害応急対策計画を社会環境等の変化に応じて見直す。

(総務課)

- 京丹波町消防団、京都中部広域消防組合、京都府南丹警察署と連携を図り、初動体制を充実・強化する。

(総務課)

(応援・受援体制の強化)

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定の締結を推進する。

(総務課、住民課、保健福祉課、農林振興課、にぎわい創生課、土木建築課)

(府・近隣市町及び各課間の連携強化)

- Webを活用した防災情報の共有システム等を活用した訓練や、災害対策本部訓練、府からのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を活用した訓練、救助・救出活動や物資搬送等、京都府と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や各課間で円滑に情報を共有し、災害応急対策や復旧・復興対策が行えるよう、平時から連携体制を構築する。

(総務課)

(救助・救出活動の能力向上)

- 正確な情報に基づき、一体となった避難誘導を行うため、消防署、消防団、警察、自治会及び自主防災組織等との連携を強化する。

(総務課、保健福祉課、にぎわい創生課)

- 災害時における要支援者等の確実な避難を目指すため、自治会等における自主防災組織の推進を図る。

(総務課)

- 災害対策要員や、装備資機材及び備蓄物資を計画的に確保するとともに、防災倉庫等の保管施設を充実させる。

(総務課、保健福祉課)

- 研修・教育等を積極的に実施し、職員の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握する。

(総務課)

(物資等の備蓄、供給対策)

- 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進めるとともに、民間事業者との連携や協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(総務課、保健福祉課)

(行政における業務継続体制の確立)

- 業務継続計画を策定し、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する。

(総務課)

(原子力災害対策の推進)

- 福井県内の原子力発電所における過酷な事故に伴う放射性物質の放出・拡散から町民の安全を確保するため、関係機関と連携し町民の安全確保に努める。

(総務課)

- 住民の被爆を低減するため、京都府との連携によるモニタリング体制の充実を図る。

(総務課)

《重要業績指標》

- ・庁舎耐震化（本庁舎、瑞穂支所、和知支所）0 施設（R2）⇒3 施設（R5）
- ・京丹波町木造住宅耐震化率（基本計画策定 R2、事業期間 R2～R7）
- ・備蓄物資充足率 80.0%⇒85.0%（R06）
- ・消防団充足率 88.7%（R01）⇒90.0%（R06）
- ・自主防災組織結成数 7 組織（R01）⇒10 組織（R04）

◆主な事業

新庁舎建設事業（総事業費：3,200 百万円、事業期間：R03 完了）

和知支所耐震化事業（総事業費：50 百万円、事業期間：R02 完了）

（住宅・建築物安全ストック形成事業）

瑞穂支所移転整備（総事業費：50 百万円、事業期間：R04 完了）

京丹波町木造住宅耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

（基本計画策定 R2、事業期間 R2～R7）

消防施設（詰所・防火水槽・消火設備等）維持管理事業（年間事業費：11 百万円）

消防車両更新事業（20 年越の消防車両を更新）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小型ポンプ積載車	1	0	4	1	2	4	1
ポンプ自動車	0	0	0	0	0	0	1
事業費（千円）	8,000	0	32,000	8,000	16,000	32,000	26,000

自主防災組織育成事業（年間事業費：0.3 百万円）

公民館等集会所耐震化事業（年間事業費：5 百万円）

（2）住宅・まち・環境

（住宅の耐震化）

○昭和56年以前に建築された木造住宅は、十分な耐震性を有していないものも多く、町民の命を守ることが最優先の観点から、本年度策定する「京丹波町建築物耐震改修促進計画」に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）を一層促進する。

（土木建築課）

○耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより、耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、耐震改修に関する助成制度等の周知を図り、耐震改修等を促進する。

（土木建築課）

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 多数の方が利用する建築物及び避難の際に配慮を必要とされる方が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模な建築物及び防災拠点施設については、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進する。

(総務課、瑞穂支所、和知支所、教育委員会)

- 町内の鉄道駅舎、橋梁、高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国や京都府と連携しながら、耐震対策を促進する。

(にぎわい創生課)

(学校施設・保育施設の防災拠点化等)

- 学校施設・保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとってもっとも身近な公共施設であり、大規模災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、施設の設置者及び管理者は施設の長寿命化のみならず防災拠点としての改修を計画的・効率的に推進する。現在、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校はすべて耐震対策済であるが、今後も適切な管理に努める。

(こども未来課、教育委員会)

(建築物、宅地等の危険度判定)

- 府及び近隣市町村と連携を図り、災害時に建築物や宅地の危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

(土木建築課)

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

- 広報紙やホームページ、CATV等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(総務課、企画財政課)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気等の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用火災警報器の設置義務の啓発を図り、火災発生防止対策を進める。

(総務課)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模地震による建物火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えを促進する。

(総務課、土木建築課)

○災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備について、国や京都府等と連携しながら推進する。

(総務課、土木建築課)

○倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(土木建築課)

○大規模盛土造成地について、京都府の調査と連携し、該当がある場合には町民に情報共有を図る。

(土木建築課)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

○早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

(総務課、土木建築課)

○鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を超えた応急復旧体制の構築を図る。

(総務課、にぎわい創生課)

○電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(総務課、企画財政課、にぎわい創生課、上下水道課)

○災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(総務課)

(汚水処理施設の耐震化及び老朽化対策)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化、機能強化等を着実に進める。

(上下水道課)

(上水道施設の耐震化)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、水道事業者・自治体間の連携により、技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

(上下水道課)

- 水道施設については、耐震診断の結果や将来の水需要予測により、計画的に耐震化を進める。基幹管路等の耐震化についても更新にあわせ計画的に実施する。

(上下水道課)

(避難路、緊急輸送路等の確保・整備)

- 災害時の避難路や救急救援活動等に必要な緊急輸送路について、橋梁の耐震化・長寿命化や法面防災対策、代替道路の整備を国や京都府と連携して着実に実施する。

(農林振興課、土木建築課)

- 土砂災害や豪雪などの災害時に、道路沿いに派生する自然竹木の倒木等により、道路が閉塞することを防ぐため、倒木の危険がある竹木については、あらかじめ伐採するなど、平時から安全確保に努める。

(土木建築課)

- 町の公共施設や避難所など防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線について、国や京都府と協議を進め、沿道建築物の耐震化を計画的に推進する。

(土木建築課)

(被災者の生活対策)

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

(総務課、住民課、保健福祉課、にぎわい創生課)

- 府と連携し、マンホールトイレの導入、ペット用ゲージの備蓄を進める。

(総務課)

(迅速な被害認定調査、罹災証明発行のための体制整備)

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また、発災直後は被害調査員等の確保が困難となる可能性があるため、京都府をはじめ近隣市町との応援・授援体制を強化するほか、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムを活用し、体制整備を図る。

(総務課、住民課)

(生活と住居の再建支援)

- 被災者に対する支援、各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を進める。

(総務課、保健福祉課、にぎわい創生課、土木建築課)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行うとともに、仮設住宅建設の体制作りを図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整えておく。

(土木建築課)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努める。

(土木建築課)

(帰宅困難者の安全確保)

- 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等、支援体制を充実し、帰宅困難者の安全を確保する。

(にぎわい創生課)

- 民宿等、宿泊施設の耐震化を進め、一時避難所として活用できるよう取組を進める。

(総務課、にぎわい創生課)

- 帰宅困難者が発生した時に、関係事業者、警察、消防等との実働組織が連携して地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。また、企業等に対しては、従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、

対策を促す。

(総務課、にぎわい創生課)

(観光客の安全確保)

○観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する。

(にぎわい創生課)

○外国人観光客に対して、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。

(にぎわい創生課)

(災害廃棄物処理)

○大規模災害時に備え、ごみ収集処理事業者等との連携を図り、迅速な処理体制の構築を進める。

(住民課)

《重要業績指標》

- ・(再掲)庁舎耐震化(本庁舎、瑞穂支所、和知支所) 0 施設 (R2) ⇒3 施設 (R5)
- ・(再掲)京丹波町木造住宅耐震化率(基本計画策定 R2、事業期間 R2~R7)
- ・上水道 配水管の耐震化率 12.6%(H30)⇒18.2%(R11)
- ・橋梁修繕着手率 94%(H30)⇒100%(R05)
- ・防災重点ため池ハザードマップの作成 13 箇所(R01)⇒38 箇所(R0)
- ・京都府道路整備プログラムに基づく道路改良等 0 路線 (R01) ⇒4 路線(R05)
- ・(再掲)自主防災組織結成数 7 組織⇒10 組織(R04)

◆主な事業

- ・(再掲)新庁舎建設事業 (総事業費:3,200 百万円、事業期間:R03 完了)
- ・(再掲)和知支所耐震化事業 (総事業費:50 百万円、事業期間:R02 完了)
- ・(再掲)瑞穂支所移転整備 (総事業費:50 百万円、事業期間:R04 完了)
- ・(再掲)京丹波町木造住宅耐震改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)
(基本計画策定 R2、事業期間 R2~R7)
- ・(再掲)公民館等集会所耐震化事業(年間事業費:5 百万円)
- ・水道施設耐震化事業(総事業費:200 百万円、事業期間:R11 完了)
- ・防災重点ため池ハザードマップ作成事業
- ・京都府道路整備プログラム
改良) 町道小野線〔事業期間〕H29~R05、〔事業費〕150 百万円
町道安井南谷線〔事業期間〕H29~R05、〔事業費〕179 百万円
交通安全) 町道藤ヶ瀬大郷線〔事業期間〕H29~R03、〔事業費〕186 百万円
町道蒲生野中央線〔事業期間〕H29~R04、〔事業費〕568 百万円

橋梁修繕) 町内一円〔事業期間〕H29～R04、〔事業費〕605百万円
 舗装修繕) 町道八田井尻線ほか〔事業期間〕H29～R04、〔事業費〕250百万円

・(再掲)消
 防車両更新事
 業

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小型ポンプ積載車	1	0	4	1	2	4	1
ポンプ自動車	0	0	0	0	0	0	1
事業費(千円)	8,000	0	32,000	8,000	16,000	32,000	26,000

(20年越の消防車両を更新) 総務課

・(再掲)消防施設(箇所・防火水槽・消火設備等)維持管理事業(年間事業費:11百万円)
 ・(再掲)自主防災組織育成事業(年間事業費:0.3百万円)
 7組織(R01)⇒10組織(R04)

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化)

○災害拠点病院は、24時間稼働が求められている施設であることから、建築物・設備の耐震化及び施設のバックアップの確保が早急に図られるよう、京都府や関係機関と連携を図り、必要に応じて協力をを行う。

(医療政策課)

○天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。

(保健福祉課・医療政策課)

(災害時の医療・救護体制の整備)

○京都府が実施する災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会や訓練の実施について、地域の実情に合わせた形で京都府や近隣市町と連携・協力する。

(総務課・保健福祉課)

○京都府が整備するドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の

構築や災害拠点病院へのヘリポート整備・広域医療搬送拠点（SCU）の整備・運用計画について、地域の実情に合わせた形で京都府や近隣市町と連携・協力する。

（総務課・保健福祉課）

○災害用医薬品については、京都府や医薬品取り扱い業者と協定を締結するなど、医薬品や医療機器、医療ガス等の安定供給・確保に努める。

（保健福祉課・医療政策課）

○原子力災害医療体制の強化を図るとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布や食品のモニタリングにより、内部被爆の危険から町民を守る体制整備を図る。

（総務課・保健福祉課）

（感染症のまん延防止）

○災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、京都府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

（総務課・保健福祉課・医療政策課）

（特別な配慮が必要な人への支援）

○災害時の情報手伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組みを進める。

（保健福祉課）

○町内における自主防災組織の組織化・既存組織の育成を図ることにより、地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組を進める。

（総務課）

《重要業績指標》

自主防災組織結成数(再掲) 7組織⇒10組織(R04)

◆主な事業

(再掲)自主防災組織育成事業 (年間事業費:0.3百万円)

7組織(R01)⇒10組織(R04)

(4) エネルギー

(エネルギー供給の多様化)

○温室効果ガスの排出抑制のみならず、町民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定確保のため、環境に最大限配慮しながら再生可能エネルギーの導入・拡大を図る。

(住民課)

《重要業績指標》

1 家庭当たりの年間CO₂ 排出量 4.34 t (H27)⇒3.85t (R04) : 住民課

家庭用太陽光発電施設設置個数 208 戸 (R01)⇒430 戸 : 住民課

◆主な事業

- ・京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業
- ・京丹波町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- ・京丹波町公的介護施設等整備補助金

(5) 情報通信

(町民への通信手段の確保)

○防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点や重要拠点のネットワーク化等通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

(企画財政課)

○ケーブルテレビやホームページ、音声告知放送等のなど既存設備を活用するほか、スマホアプリ等を活用した情報伝達手段を構築し、更なる情報伝達の強化を図る。

(総務課・企画財政課)

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

○WebEOC (ネットを活用した防災情報の共有システム) の効率的な活用を推進する。

(総務課)

○住民自らの迅速かつ的確な避難につなげるため、京都府が設置する水位計や河川防災カメラ等から得られる防災情報を活用するよう、積極的な広報に努める。

(総務課)

○国、府が強化する原子力災害時における緊急モニタリング体制と連携し、町民への迅速な情報提供に努める。

(総務課)

《重要業績指標》
インターネットサービス接続利用者数 3,094人(H27)⇒3,200人(R04)
◆主な事業
・スマートフォンアプリ等を活用した新たな情報伝達手段の構築 令和3年度構築

(6) 産業・金融

(京都BCPへの参画による地域活力の維持・向上)

○事業継続計画（BCP）の考え方を京都全体に適用する京都BCPに賛同し、地域社会全体の活力の維持・向上を目指す。

(総務課)

○金融サービスの停止を防ぐため、地元金融機関による連携型BCPを推進するための「大規模災害発生時における相互支援協定」に基づく取組に支援・協力し、地元金融機関との連携を強化する。

(にぎわい創生課)

○企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・促進を支援し、講演会の開催等を積極的に推進するなど、その普及を図る。

(にぎわい創生課)

○企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった重儀要員への対策検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

(にぎわい創生課)

(地域産業の活力維持)

○復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持、継続・再建に向けた支援体制の構築を図る。

(農林振興課、にぎわい創生課)

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

○正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、

町内産農林水産物の販売促進や放射線物質検査等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みづくりや体制づくりを平時から推進する。

(農林振興課、にぎわい創生課)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施する。

(土木建築課)

(ライフライン施設の整備)

○企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の耐震化・二重化を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら、効果的な復旧・復興対策を検討する。

(総務課、上下水道課)

《重要業績指標》

- ・ 地域資源である農用地(協定農用地)の維持 105,505a(R01)⇒協定面積の維持(R05)
- ・ (再掲) 防災重点ため池ハザードマップ作成 13箇所(R01)⇒38箇所(R0)
- ・ (再掲) 京都府道路整備プログラムに基づく道路改良等 0路線(R01)⇒4路線(R05)
- ・ (再掲) 上水道 配水管の耐震化率 12.6%(H30)⇒18.2%(R11)

・ 農と環境を守る地域協働活動支援事業

多面的機能支払交付金事業 [事業期間] R01～R05

・ (再掲) 重点防災ため池ハザードマップ作成事業

・ (再掲) 京都府道路整備プログラム

改良) 町道小野線 [事業期間] H29～R05、[事業費] 150百万円

町道安井南谷線 [事業期間] H29～R05、[事業費] 179百万円

交通安全) 町道藤ヶ瀬大郷線 [事業期間] H29～R03、[事業費] 186百万円

町道蒲生野中央線 [事業期間] H29～R04、[事業費] 568百万円

橋梁修繕) 町内一円 [事業期間] H29～R04、[事業費] 605百万円

舗装修繕) 町道八田井尻線ほか [事業期間] H29～R04、[事業費] 250百万円

・ (再掲) 水道施設耐震化事業 (総事業費:200百万円、事業期間:R11完了)

(7) 農林水産

(農地・農業用施設の防災対策)

○ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え、防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための町民への情報提供に努める。併せて、ため池の管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。

(農林振興課)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

(農林振興課)

(森林の整備・保全)

- 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となる恐れのある森林については、町森林組合と連携し、二次災害を防止するための対策を検討する。

(農林振興課)

(農林水産物の風評被害防止)

- 正しい情報の迅速・的確な提供、農林水産物の放射性物質検査等により災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みづくりや体制づくりを平時から推進する。

(農林振興課)

《重要業績指標》

- ・ (再掲) 防災重点ため池ハザードマップ作成 13箇所(R01)⇒38箇所(R0)
- ・ ため池の改修(やな谷池)進捗率 0%(R03)⇒100%(R07)
- ・ (再掲) 地域資源である農用地(協定農用地)の維持
105,505a(R01)⇒協定面積の維持(R05)
- ・ 遊休農地の減少と抑制 19ha⇒0ha
- ・ 間伐が必要な面積7,452ha⇒今後15年間を目標に間伐を実施
- ・ (再掲) 重点防災ため池ハザードマップ作成事業
- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業 [事業期間] R03~R07、[事業費] 6百万円
- ・ (再掲) 農と環境を守る地域協働活動支援事業
多面的機能支払交付金事業 [事業期間] R01~R05
- ・ 森林環境保全直接支援事業 [事業期間] R01~R15

(8) 交通・物流

(道路等の整備、耐震化)

- 町道の拡幅・耐震補強、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

(にぎわい創生課・土木建築課)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援・救助、緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路の整備や災害に強い道路の構築など、生命線となる道路整備に向けて、国や京都府と連携を図る。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、法面对策、治水、土石流、雪害等の対策を着実に推進する。

(土木建築課)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路等の安全性確保や構築、災害発生時の拠点となる道の駅の機能強化について、国や京都府と連携を図る。また、町内の幹線道路等必要な重点路線を選定し、橋梁の耐震化や法面防災対策を、国や京都府と連携し着実に推進していく。

(土木建築課)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、土木建築課)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に係る交通が確保されるよう、高速道路や直轄国道、府道の整備促進、また、広域幹線道路等との道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等のアクセス等、道路未整備箇所の早期供用開始に向け、国や京都府と連携を図る。

(土木建築課)

- 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防ぐため、国や京都府と連携して代替道路の整備や災害に強い道路の構築を図り、生命線となる道路整備を着実に進める。また、町内の緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、法面对策、治水、土石流、雪害等の対策を着実に推進する。

(農林振興課、土木建築課)

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国や京都府が進める重点路線の計画的な整備推進に対する協力体制の構築を図る。

(総務課、農林振興課、土木建築課)

《重要業績指標》

- ・（再掲）京都府道路整備プログラムに基づく道路改良等 0路線（R01）⇒4路線（R05）
- ・森林管理道「林道 月ヒラ長老線」の開設 開設率 0%（R01）⇒100%（R09）

◆主な事業

- ・（再掲）京都府道路整備プログラム
- 改良）町道小野線〔事業期間〕H29～R05、〔事業費〕150百万円
- 町道安井南谷線〔事業期間〕H29～R05、〔事業費〕179百万円
- 交通安全）町道藤ヶ瀬大郷線〔事業期間〕H29～R03、〔事業費〕186百万円
- 町道蒲生野中央線〔事業期間〕H29～R04、〔事業費〕568百万円
- 橋梁修繕）町内一円〔事業期間〕H29～R04、〔事業費〕605百万円
- 舗装修繕）町道八田井尻線ほか〔事業期間〕H29～R04、〔事業費〕250百万円
- ・森林資源循環利用林道整備事業
- 開設）林道月ヒラ長老線〔事業期間〕H30～R09、〔事業費〕890百万円

（9）国土保全・国土利用

（安心・安全を実現する国土利用）

○災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が、災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。

（総務課、保健福祉課、土木建築課）

（総合的な治水対策）

○近年、気候変動に伴うこれまで経験したことのない災害が頻発していることから、降雨による浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、国や京都府と連携協働しながら、総合的な治水対策を推進する。

（土木建築課）

○河川については、京都府と連携して、河道の掘削、築堤、堆積土砂の浚渫など、ハード対策の推進を図る。

（土木建築課）

○開発行為に伴う調整池の設置や、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取り組みに対する支援、森林保全による保水能力の強化に努める。

（農林振興課、土木建築課）

○公共建築物の浸水被害を軽減するための資機材の配備、ため池の決壊防止対策、ハザードマップを活用した避難訓練、防災情報の高度化、地域防災力の強化など、ソフト対策を充実する。

(総務課、企画財政課、保健福祉課、農林振興課)

(河川、下水道等施設の整備・耐震化)

○町内の準用河川について、国や京都府と連携して河川整備計画の策定を進めるとともに、1級河川を含め施設整備の実施について連携・協力する。

(土木建築課)

○洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤、護岸工事、放水路、ダムの整備等の治水対策について、京都府と連携し、事業の推進を図る。

(土木建築課)

(ハザードマップの活用推進)

○「京丹波町防災ハザードマップ」の活用したソフト対策を推進するとともに、日ごろから避難場所や避難経路等を確認できる環境を構築し、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(総務課)

○京丹波町防災ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、現在、京都府管理課河川の作成済みデータを基にしており、平成27年度に改正された水防法（昭和24年法律第193号）に基づく想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の改定に合わせて、京丹波町防災ハザードマップの更新を進める。

(総務課)

(総合的な土砂災害対策)

○砂防堰堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用を要し、速やかに町民の生命と財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進とともに、京都府と連携しながら、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定、土砂災害警戒情報や京丹波町防災ハザードマップ等の各種防災情報の提供、地域に応じたタイムラインの策定、町民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせながら総合的な対策を推進する。

(総務課、土木建築課)

(土砂災害に備えたハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を京都府と連携して実施する。しかしながら未整備箇所が多く残されていることから要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に実施できるよう京都府と連携する。

(土木建築課)

(土砂災害警戒区域の指定等)

- 町内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、基礎調査がすべて終了し、全地区において指定済みであるが、特に当該地域に住む住民の危機意識を向上させるため、防災ハザードマップの普及、啓発に努める。

(総務課)

- 町内に存在する「山地災害危険地区」を町民に周知し、危機意識の向上を図る。

(総務課、農林振興課)

(緊急避難場所・避難所の整備等)

- 京丹波町防災ハザードマップを活用し、指定緊急避難場所、指定避難場所の周知に努める。

(総務課)

- 空調設備やトイレ等の環境が十分でない一時避難所の改善について、環境の整った避難所への変更も含めて、地域住民と協議し改善に努める。

(総務課、にぎわい創生課)

- すべての避難所において、様々なウイルス感染症対策を徹底するため、対策に必要となる備蓄物資や資機材を充実するとともに、町民への感染症対策に関する情報提供や周知に努める。

(総務課)

- 原子力災害時の広域避難先において、円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

(総務課)

(地籍調査の推進)

○被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

(土木建築課)

《重要業績指標》

- ・ (再掲) 地域資源である農用地(協定農用地)の維持
105, 505a (R01) ⇒協定面積の維持 (R05)
- ・ (再掲) 防災重点ため池ハザードマップ作成 13 箇所 (R01) ⇒38 箇所 (R0)
- ・ (再掲) 京都府道路整備プログラムに基づく道路改良等 0 路線 (R01) ⇒4 路線 (R05)

◆主な事業

- ・ (再掲) 農と環境を守る地域協働活動支援事業
多面的機能支払交付金事業 [事業期間] R01～R05
- ・ (再掲) 重点防災ため池ハザードマップ作成事業
- ・ (再掲) 京都府道路整備プログラム
改良) 町道小野線 [事業期間] H29～R05 、 [事業費] 150 百万円
町道安井南谷線 [事業期間] H29～R05 、 [事業費] 179 百万円
交通安全) 町道藤ヶ瀬大郷線 [事業期間] H29～R03 、 [事業費] 186 百万円
町道蒲生野中央線 [事業期間] H29～R04 、 [事業費] 568 百万円
橋梁修繕) 町内一円 [事業期間] H29～R04 、 [事業費] 605 百万円
舗装修繕) 町道八田井尻線ほか [事業期間] H29～R04 、 [事業費] 250 百万円

(10) 伝統・文化の保全

(文化財の保護・保全)

○文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、京丹波町は、国、府、町が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース(京都府文化財総合目録)」を活用し、実践的な消防訓練等防災対策を推進する。

(総務課、教育委員会)

○京丹波町及び文化財所有者等は、復興に当たって、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京丹波町の伝統・文化の保護・継承がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(にぎわい創生課、教育委員会)

(文化財建造物の耐震化)

○文化財建造物や伝統的建造物等は、観光客等不特定多数のものが訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を推

進する。

(教育委員会)

(文化財の防火対策)

○文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、京丹波町は消防署や消防団が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財の防火対策の構築を推進する。

(教育委員会)

重要業績指標
・文化財を対象とした消火訓練の実施 年1回(R01)⇒現状維持
◆主な事業
・文化財防火デーにおける地域及び消防団による消火訓練の実施

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供)

- 町民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、マルチハザード情報提供システムの周知を図る。

(総務課)

(町民に対する教育・訓練)

- 京丹波町全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成するほか、大学等の防災に関する専門的知識を有する有識者と連携を図るなど多様な機会を通して町民に正しい防災知識の普及を図る。

(総務課、企画財政課)

- 将来を担う児童生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

(総務課、教育委員会)

- 町民が参加する実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

(総務課)

- 原子力発電所における過酷事故からの避難に必要な講習会や避難訓練を積極的に行い、避難方法等の普及啓発を行う。

(総務課)

(地域の「つながり」を強化)

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係作りに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等、地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(総務課)

(町内在住・在勤等の外国人への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、京丹波町国際交流協会と連携した

防災訓練等への支援を実施することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、町内で行われる様々な事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国人が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(総務課、にぎわい創生課)

(自主防災組織の活動促進)

- 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域独自の防災マップ、地区防災計画の素案や防災訓練等を促進し、積極的に自主防災リーダーの育成を進める。

(総務課)

(消防団の活性化)

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用、実践的な訓練の実施など、消防団が活発に活動できる地域づくりを積極的に推進し、消防団の機能強化を図る。

(総務課)

(NPO・ボランティアとの連携強化)

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から国、京都府、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等とともに連携し、ネットワークを構築するとともに、災害ボランティアセンターの常設化への取組などの機能向上を図る。

(総務課、保健福祉課)

- 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受け入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフの養成などの取組を進める。

(保健福祉課)

(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(土木建築課)

<p>《重要業績指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織数（再掲） 7組織⇒10組織（R04）：総務課 ・ 消防団員充足率（再掲） 88.7%（R01）⇒90.0%（R06）：総務課
<p>◆主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （再掲）京丹波町自主防災組織育成事業 ・ 京丹波町消防団活動運営事業

（2）老朽化対策

（安全・安心に係る社会資本の適正な維持・更新）

○町民の生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した京丹波町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設の維持管理を推進する。

（企画財政課、農林振興課、土木建築課、上下水道課）

○町民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について、修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の対応年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスをおこない、施設の安心・安全を持続的に確保する。

（総務課、施設所管課）

<p>《重要業績指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京丹波町公共施設等総合管理計画の策定 完了：企画財政課 ・ 総合管理計画に基づく個別施設計画の策定 完了：企画財政課

第5章 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、リーサス（RESAS）等ビッグデータを活用しながら、国、京都府、防災関係機関、町民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、町が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、39の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき15の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態にかかる施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道の長期間にわたる機能停止
	6-3	下水道関係施設の長期に渡る機能停止
	6-4	基幹交通や地域交通ネットワーク等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による地域経済への甚大な影響

(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

○京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減災化住宅)等、耐震化を一層促進する必要がある。

(土木建築課)

○学校、災害拠点病院、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設は一部を除き耐震化が完了している。これらの施設は、避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化に配慮する必要がある。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、教育委員会)

○不特定多数のものが利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化をさらに促進する必要がある。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、教育委員会)

○多くの乗降客のある町内の鉄道駅舎や橋梁、高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

(にぎわい創生課)

○町営住宅については、耐震化・不燃化を進めるとともに、平時からの適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

(土木建築課)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模地震による建物火災のリスクが高い家屋等が密集した危険な地域については、既存建物の耐震化や不燃化等を促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業や公園緑地整備事業を国や京都府と連携して推進する必要がある。

(土木建築課)

○倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組を進める必要がある。

(土木建築課、教育委員会)

(建築物・宅地等の危険度判定)

○地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府と連携して体制の充実・強化を図る必要がある。

(土木建築課)

○大規模造成地においては京都府において作成された大規模造成地マップが公表されているところであり、町民にも周知する必要がある。

(土木建築課)

(大規模地震による火災発生の防止対策)

○災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。

(総務課)

(国、府、市町村連携による防災対策)

○京丹波町防災会議を中心に、国、京都府、関係機関等と連携し、大規模な被害を想定した防災対策を行う必要がある。

(総務課)

≪指標・現状値≫

- ・公共施設の耐震化率 庁舎（本庁、支所） 0%（R01 現在）：総務課
- ・鉄道駅舎の耐震化 耐震化に必要な調査等の実施：にぎわい創生課
- ・住宅の耐震化率 令和2年度「京丹波町耐震改修計画推進計画」改定時に算出：土木建築課

1-2 不特定多数が集まる施設の火災による多数の死者の発生

(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

○学校、災害拠点病院、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設は一部を除き耐震化が完了している。これらの施設は、避難場所や救護用

施設として利用されるものであり、引き続き耐震化に配慮する必要がある。
(再掲)

(総務課、保健福祉課、医療政策課、教育委員会)

○不特定多数のものが利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用
する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明し
た大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化をさらに促進する必
要がある。(再掲)

(総務課、保健福祉課、医療政策課、教育委員会)

○多くの乗降客のある町内の鉄道駅舎や橋梁、高架橋等の鉄道施設について、
利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、
耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(にぎわい創生課)

○令和2年度に策定予定の京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、町内の
木造住宅における耐震改修を促進する必要がある。

(土木建築課)

○防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天
井崩壊防止策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6月
改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る
技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、教育委員会)

《指標・現状値》

- ・公共施設の耐震化率 庁舎(本庁、支所) 0%(R01現在) : 総務課
- ・町営住宅の耐震化率(再掲) 100% : 土木建築課

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な居住地域等の浸水による多数の 死者の発生

(農業用水利施設の防災対策)

○ため池等農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の耐震化等のハート
対策を実施するとともに、管理体制の強化やハザードマップ作成等による地
域の防災情報の共有、町民の防災意識の向上等のソフト対策も一体的に推進
していく必要がある。

(農林振興課)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

○京丹波町防災ハザードマップについて、情報の随時追加を含め、内容を充実させるなどのソフト対策を推進させるとともに、ハザードマップを活用した研修会や講習会の開催により、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(総務課)

○京丹波町防災ハザードマップについては、平成27年に改定された水防法(昭和24年法律第193号)に基づく作成済みの浸水想定区域図の改定を進めるなど、速やかな改定を進める必要がある。

(総務課)

(国・府・市町村連携による防災対策)

○国、府と連携しながら国や京都府と協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を推進する必要がある。

《指標・現状値》

- ・調査を要する防災重点ため池の調査 8箇所(R01現在)：農林振興課
- ・ため池ハザードマップの作成 13箇所(R01現在)：農林振興課
- ・現行ハザードマップにおける浸水想定区域の更新 未反映河川数13河川(R01)：総務課

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

○砂防堰堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用を要し、速やかに町民の生命と財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進とともに、京都府と連携しながら、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定、土砂災害警戒情報や京丹波町防災ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせながら総合的な対策を推進する必要がある。

(総務課、農林振興課、土木建築課)

(土砂災害対策のハード整備)

○広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を京都府と連携して実施する。しかしながら未整備箇所が多く残されていることから要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に実施できるよう京都府と連携する必要がある。

(土木建築課、農林振興課)

(土砂災害警戒区域の指定等)

○町内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、基礎調査がすべて終了し、全地区において指定済みであるが、特に当該地域に住む住民の危機意識を向上させるため、防災ハザードマップの普及、啓発に努める必要がある。

(総務課)

(砂防施設等の維持管理等)

○砂防堰堤等の砂防関係施設については、京都府と連携してアセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(災害に強い森林づくり)

○間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図る必要がある。

(農林振興課)

(国・府・市町村連携による防災対策)

○国・府と市町村で構成される協議会に参画し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を推進する必要がある。

(総務課)

≪指標・現状値≫

- ・京丹波町間伐必要面積 7,452ha (R01 現在) : 農林振興課
- ・治山堰堤の設置数 254 基 (R01 現在) : 農林振興課
- ・林道「月ヒラ長老線」開設 0.0km (R01 現在)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止

(緊急物資備蓄の促進)

○京丹波町災害時緊急備蓄物資 年次購入計画に基づき、備蓄倉庫の整備とあわせて計画的な備蓄を進めるとともに、町民や企業等に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る広報・啓発を実施する必要がある。

(総務課)

○飲料水等の給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備・維持する必要がある。

(上下水道課)

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

- 民間事業者との連携や協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、にぎわい創生課)

(緊急輸送路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る町内事業者・団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等について、京都府と連携しながら、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。

(農林振興課、にぎわい創生課、土木建築課)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(土木建築課、農林振興課)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に係る交通が確保されるよう、高速道路や直轄国道、府道の整備促進、また、広域幹線道路等との道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等のアクセス等、道路未整備箇所の早期供用開始に向け、国や京都府と連携を図る必要がある。

(土木建築課)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて、計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(災害復旧に係る協力体制の強化)

- 関係機関や企業、事業所と災害時応援協定を締結し、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(総務課、保健福祉課、医療政策課、にぎわい創生課)

(避難所の体制確保)

○一時避難所等の開設時の初動体制確保のため、自主防災組織や自治会、学校、社会福祉施設管理者等と、平時から連携を図る必要がある。

(総務課、保健福祉課、にぎわい創生課、教育委員会)

○すべての避難所において、様々なウイルス感染症対策を徹底するため、対策に必要となる備蓄物資や資機材を充実するとともに、町民への感染症対策に関する情報提供や周知に努める必要がある。

(総務課)

○避難所への発電機や備蓄物資を、自主防災組織等、地域と共に整備する体制を推進する必要がある。

(総務課)

≪指標・現状値≫

- ・備蓄物資の充足率 80.0% (R01 現在) : 総務課
- ・自主防災組織の組織数 7 組織 (R01 現在) : 総務課
- ・町道の橋梁修繕着手率 95.0% (R01 現在) : 土木建築課

2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

○孤立する集落の発生に備え、孤立する可能性のある地域の状況を平時から把握し、通信手段の確保や救出・救助資機材を整備するほか、自主防災組織等自治会主導による防災訓練の実施など、災害に対する対応能力の向上を図る必要がある。

(総務課)

(集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等)

○災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を、代替道路の確保と併せて、京都府と連携し着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも、治水、土石流、雪害等の対策を着実に推進する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

○台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の多発や長期化等の可能性に備えて、雨量規制区間の代替等複数のルートを確保するため、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、国や京都府と連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

○町内の道路における除雪作業に必要となる除雪機械の大部分を民間事業者所有の機械に頼っているが、各道路管理者において除雪機材を整備するなど、除雪体制の強化を図る必要がある。

(土木建築課)

○孤立した集落への救援ルートとなる道路の啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

○孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でもこれらストックの機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(救助体制の強化)

○警察、自衛隊、消防署、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、国や京都府と連携し災害対応能力の向上を図る。

(総務課)

○被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防署、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点等の確保を図る必要がある。

(総務課)

《指標・現状値》

- ・備蓄物資の充足率（再掲） 80.0%（R01 現在）：総務課
- ・林道「月ヒラ長老線」開設（開設） 0.0%（R01）農林振興課

2-3 警察、消防署、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(救助体制の強化)

○警察、自衛隊、消防署、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、

国や京都府と連携し災害対応能力の向上を図る。(再掲)

(総務課)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防署、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点等の確保を図る必要がある。(再掲)

(総務課)

(災害時に備えた資機材整備)

- 災害対応力強化のため、防災用資機材及び消防団装備資機材の計画的整備や情報通信基盤の整備のほか、防災倉庫等の保管施設を早期に充実させる必要がある。

(総務課)

(防災拠点の耐震化)

- 防災拠点としての庁舎の耐震化を確保するため、新庁舎、防災倉庫の早期整備、支所の耐震化等を推進する必要がある。

(総務課)

(消防人材の確保・育成)

- 消防団員の新規加入を促進するとともに、消防団員OBの活用、実践的な訓練の実施など機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

(総務課)

(地域防災力の充実・強化)

- 町民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止策、住宅用消火器・住宅用火災警報器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

(総務課)

- 集落毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、消防団、消防署、警察、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(総務課)

- 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

る。

(総務課、教育委員会)

- 京丹波町防災ハザードマップの活用や防災研修会等の開催により、町民に指定緊急避難所や指定避難所を周知するとともに施設の機能の充実を図る必要がある。

(総務課)

- 国や京都府の災害ボランティアセンター機能強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(総務課、保健福祉課)

≪指標・現状値≫

- ・自主防災組織数(再掲) 7組織(R01現在) : 総務課
- ・公共施設の耐震化率 庁舎(本庁、支所) (再掲) 0%(R01現在) : 総務課
- ・町営住宅の耐震化率(再掲) 100% : 土木建築課
- ・消防団員の充足率 88.7% : 総務課

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(一時避難所の確保)

- 避難所や旅館等の耐震化を進める必要がある。併せて、公的施設について避難所指定を促進するとともに、旅館等をはじめとする民間施設を避難所として活用できるようにしていく必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援の充実を図る必要がある。

(総務課、にぎわい創生課)

(帰宅困難者対策)

- 国、京都府、関係事業者と、警察、消防等の実働組織が連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進し、円滑な支援対策を行うとともに、企業等に対しては、従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(総務課、にぎわい創生課)

(観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(にぎわい創生課)

- 外国人観光客に対しては、京丹波町国際交流協会と連携して、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

(総務課、にぎわい創生課)

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等について、町営バスの活用を含めて、公共交通事業者等と協定を締結するなど、方策を検討する必要がある。

(総務課、にぎわい創生課)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(町内医療機関等の耐震化)

- 町内の病院、医療機関、社会福祉施設等の耐震診断および耐震化を促進する必要がある。

(医療政策課)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間で情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなる災害派遣福祉チームの養成を充実させる必要がある。

(総務課、保健福祉課、こども未来課、医療政策課、教育委員会)

(災害時の医療・教護体制の整備)

- 京都府が実施、計画される災害時医療体制整備において、地域の実情を反映した形となるよう連携する必要がある。

(医療政策課、保健福祉課)

- 京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成や、災害拠点病院、災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練において、地域の実情が反映した形となるよう連携する必要がある。

(医療政策課、保健福祉課)

- 災害拠点となる病院の設備の整備のほか、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品、医療用品の確保体制を強化する必要がある。

(医療政策課)

- 災害看護ボランティアの受け入れについて、効果的に機能する体制を構築する必要がある。

(保健福祉課)

○ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートの整備や広域医療搬送拠点（SCU）の整備、運用計画の策定について、地域の実情が反映されるよう京都府や近隣市町村と連携する必要がある。

(総務課、医療政策課)

(災害時の医療提供のための避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の整備・維持管理等)

○災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、避難地、避難所を結ぶ主要な道路等の橋梁の耐震化及び法面对策、重要な交通施設を守るための治水、土石流、雪害対策等を着実に推進する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

○医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や輸送に係る関係機関との情報共有の徹底を図り、風倒木、放置車両、倒壊構造物撤去等にかかる民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

《指標・現状値》

- ・避難行動要支援者台帳の登録者数割合 37.2% (R01 現在) : 保健福祉課
- ・町道の橋梁修繕着手率 95.0% (R01 現在) : 土木建築課

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(被災地・避難所の衛生管理)

○避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。

(住民課、保健福祉課)

○マンホール上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」を、京都府の支援を受けながら整備する必要がある。

(上下水道課)

○感染症のまん延防止のため、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図り、必要に応じて京都府や近隣市町と連携する必要がある。

(保健福祉課)

○被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。

(保健福祉課)

(防疫対策)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、京都府や近隣市町村と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や病虫害駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(総務課、保健福祉課)

(汚水処理施設の耐震化及び老朽化対策)

○災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化、機能強化等を着実に進める必要がある。

(上下水道課)

《指標・現状》

・下水道BCP策定済：上下水道課

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境確保)

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の整備や避難所の耐震化、老朽化対策も含めた改修を促進する必要がある。

(総務課、にぎわい創生課)

(避難所運営体制の構築)

○避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。また、要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

(総務課、保健福祉課)

(防災訓練等の推進)

○自主防災組織の結成や地区防災計画の推進により、住民の自発的な避難行動を促進するとともに、学校や職場、自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防

災教育等を推進する必要がある。

(総務課)

(上水道施設の耐震化)

○上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進するとともに、工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化を進める必要がある。

(上下水道課)

(汚水処理施設の耐震化及び老朽化対策)

○汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化、機能強化等を進めるとともに、老朽化施設の改築、更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

(上下水道課)

(災害時の医療提供のための避難地・避難所を結ぶ主要な道路等の整備・維持管理等)

○災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、避難地、避難所を結ぶ主要な道路等の橋梁の耐震化及び法面对策、重要な交通施設を守るための治水、土石流、雪害対策等を着実に推進する必要がある。(再掲)

(農林振興課、土木建築課)

(個人宅における備蓄物資の確保の推進)

○被害の少なかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を推進する必要がある。

(総務課、保健福祉課)

《指標・現状値》

- ・自主防災組織数(再掲) 7組織(R01現在) : 総務課
- ・公共施設の耐震化率 庁舎(本庁、支所) 0%(R01現在) : 総務課
- ・町道の橋梁修繕着手率 95.0%(R01現在) : 土木建築課

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（庁舎等の防災拠点機能の確保）

○防災拠点となる庁舎、社会福祉施設、避難所等の耐震化、および災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。

（総務課、保健福祉課）

○町災害対策本部の機能を設置可能な代替施設を確保していく必要がある。

（総務課）

（災害対策活動の初動体制の整備）

○災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、京都府と連携した実践的な災害対策訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュアルを見直す必要がある。

（総務課）

（業務継続体制の整備）

○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めるとともに、緊急参集体制を強化する必要がある。

（総務課）

○業務継続計画を策定し、地域防災計画にその考え方を反映するなど、教務継続体制を確立する必要がある。

（総務課）

（災害情報の収集体制の強化）

○被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。

（総務課）

《指標・現状値》

- ・公共施設の耐震化率（再掲） 庁舎（本庁、支所） 0%（R01 現在）：総務課
- ・自主防災組織数（再掲） 7 組織（R01 現在）：総務課

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化やスマートフォン等のアプリを活用した新たな情報伝達手段の構築など、災害時の通信を確保する必要がある。

(総務課、企画財政課)

(災害情報を迅速・的確に把握するシステムの整備)

- 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場から災害情報を迅速に収集するシステムの構築が必要である。

(総務課、企画財政課)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

(総務課、施設所管課)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により被害情報が必要な者に伝達できない事態

(町民への情報伝達)

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ放送が災害時に放送の中断がないよう、町ケーブルテレビ伝送路等の冗長化等を促進する必要がある。

(企画財政課)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(町民への情報伝達)

- 京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や京丹波町ケーブルテレビによる自主放送番組、携帯情報端末等を活用した情報伝達体制を確立するとともに、災害時広報業務マニュアルを作成する必要がある。

(総務課、企画財政課、にぎわい創生課)

- 全国瞬時警報システムや広報・防災無線、緊急自動車、消防車等の活用による警報伝達体制を充実させる必要がある。

(総務課)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(総務課、農林振興課、にぎわい創生課、土木建築課)

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 住民自らの迅速かつ的確な避難につなげるため、京都府が設置する水位計や河川防災カメラ等から得られる防災情報を活用するよう、インターネット等を通じて積極的な広報に努める必要がある。

(総務課、企画財政課)

≪指標・現状値≫

- ・京丹波町ケーブルテレビ加入率 95.17% (R02.05 現在) ; 企画財政課
- ・スマホアプリによる情報伝達手段の構築 未構築 (R01 現在) ; 総務課、企画財政課
- ・町内在住・在勤外国人向け防災研修会 0回 (R01 現在) ; 総務課、にぎわい創生課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(企業等における業務継続体制の確立)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、行政や関係団体、ライフライン機関等における業務継続体制の構築を推進する必要がある。

(総務課、にぎわい創生課)

- 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進など、防災体制の強化を促進する必要がある。

(にぎわい創生課)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて、計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

- 町内の主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を、国や府と連携しながら整備する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

<p>《指標・現状値》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道の橋梁耐震化着手率（再掲） 95% (R01 現在)：土木建築課
<p>5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響</p>
<p>（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）</p> <p>○各ライフラインの機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（総務課、上下水道課）</p> <p>（緊急輸送道路等の整備、維持管理等）</p> <p>○緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて、計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（農林振興課、土木建築課）</p> <p>《指標・現状値》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道の橋梁修繕着手率（再掲） 95.0% (R01 現在)：土木建築課 ・下水道BCP（再掲）策定済：上下水道課
<p>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p>
<p>（救助体制の強化）</p> <p>○警察、自衛隊、消防署、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、国、京都府と連携し災害対応能力の向上を図る。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
<p>5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>
<p>（事業者間の連携強化）</p> <p>○交通事業者、道路管理者等が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、大規模災害等により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（総務課、農林振興課、土木建築課）</p>
<p>5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引に甚大な影響</p>
<p>（連携型BCPの確立）</p> <p>○地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しな</p>

いよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

(にぎわい創生課)

- 日本郵便株式会社をはじめ、信書配達事業者の事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(総務課)

5-6 食料等の安定供給の停滞

(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

- 災害時にも食品流通にかかる事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時にかかる流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(総務課、農林振興課、にぎわい創生課)

(緊急輸送路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る町内事業者・団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等について、京都府と連携しながら、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(農林振興課、にぎわい創生課、土木建築課)

- 緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて、計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(土木建築課)

(資材の供給体制の整備)

- 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道、林道等の確保・整備を推進する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道施設の耐震化)

- 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進するとともに、工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化を進める必要がある。(再掲)

(上下水道課)

(広域連携の強化)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する必要がある。

(上下水道課)

(水資源の有効活用)

- 雨水の利用促進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・促進する必要がある。

(上下水道課)

- 想定を超える渇水に対応するため、関係者等による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを活用した水資源の有効利用、危機時の代替え水源として地下水活用等の取組を進める必要がある。

(上下水道課)

《指標・現状値》

- ・上水道 配水管の耐震化率 12.6%(H30)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(電力の確保)

- エネルギー供給源の多様化を図るため、環境に最大限配慮しながら、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

(住民課)

(ガスの確保)

- ガス供給・保管施設の耐震性能が維持される必要がある。

(総務課)

- ガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。

(総務課)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフラインの機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画

(BCP)の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)
(総務課、上下水道課)

○災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から町と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(総務課)

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

(上水道施設の耐震化)

○上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要がある。(再掲)

(上下水道課)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○各ライフラインの機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画(BCP)の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

(総務課、上下水道課)

《指標・現状値》

・上水道 配水管の耐震化率(再掲) 12.6%(H30)

6-3 下水道関係施設の長期に渡る機能停止

(汚水処理施設の耐震化及び老朽化対策、BCPの運用等)

○汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化、機能強化等を進めるとともに、老朽化施設の改築、更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

(上下水道課)

○京丹波町下水道BCPの運用及び必要に応じ見直しをする必要がある。

(上下水道課)

《指標・現状値》

・下水道耐震適合率 施設(水処理、消毒)34%:上下水道課

6-4 基幹交通や地域交通ネットワーク等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

○災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための交通ネットワークが、分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートや複数輸送ルートの確保を図るなど、整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、法面对策及び重要な交通施設を守るためにも、治水、土石流、雪害等の対策を、国や京都府とともに着実に推進する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

○道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体との連携体制を維持する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(高規格道路のミッシングリンクの解消)

○復旧復興は、災害に強い高規格道路を基点として行われることから、確実且つ円滑に救援・救助活動を行うため、高速道路の4車線化やスマートICの設置等による機能強化を図る必要がある。

(土木建築課)

(鉄道施設の耐震化)

○多くの乗降客のある町内の鉄道駅舎や橋梁、高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国や京都府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(にぎわい創生課)

(緊急輸送道路の整備、維持管理等)

○緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて、計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(土木建築課)

≪指標・現状値≫

・町道の橋梁修繕着手率 95.0%(R01現在)：土木建築課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 大地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(密集住宅地等対策)

- 大規模地震による建物火災のリスクが高い家屋等が密集した危険な地域については、既存建物の耐震化や不燃化等を促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業や公園緑地整備事業を国や京都府と連携して推進する必要がある。(再掲)

(土木建築課)

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組を進める必要がある。(再掲)

(土木建築課)

(火災発生の防止対策)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。(再掲)

(総務課)

(救助体制の強化のための耐震化)

- 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する必要がある。

(教育委員会)

- 国や京都府と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

(教育委員会)

《指標・現状値》

- ・公共施設の耐震化率 庁舎(本庁、支所) 0%(R01現在) : 総務課
- ・町営住宅の耐震化率(再掲) 100% : 土木建築課
- ・町道の橋梁修繕着手率(再掲) 95.0%(R01現在) : 土木建築課

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞や交通麻痺

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震等)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、道路協の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。(再掲)

(農林振興課、土木建築課)

7-3 ため池、ダム、防災施設等の損壊、機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(危険情報の収集・提供体制の確立)

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路、橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民等へ情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(土木建築課)

(ため池の防災対策)

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え、防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための町民への情報提供に努める。併せて、ため池の管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する必要がある。

(農林振興課)

(河川管理施設等の整備、維持管理等)

- 河川堤防、樋門、頭首工等の河川管理施設については、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策と連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

《指標・現状値》

- ・調査を要する防災重点ため池の調査(再掲) 8箇所(R01現在):農林振興課
- ・ため池ハザードマップの作成(再掲) 令和6年度完成:農林振興課
- ・現行ハザードマップにおける浸水想定区域の更新(再掲) 未反映河川数13河川(R01)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(企業の防災対策)

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

(総務課、住民課、にぎわい創生課)

(特別管理廃棄物の処理)

- アスベストやP C B等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。

(総務課、住民課)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防署、緊急災害対策派遣隊(T E C-F O R C E)等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、国や京都府と連携し災害対応能力の向上を図る。(再掲)

(総務課)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び町民への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(土木建築課、総務課、企画財政課)

7-5 農地・森林等の荒廃による国土の荒廃

(災害危険箇所の整備)

- 土砂災害特別警戒区域1, 177ヵ所、土砂災害警戒区域1, 360ヵ所のうち、要対策箇所の工事を京都府と連携して進める必要がある。また、山地災害危険地区について、町民に対して周知に努める必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

(森林の整備・保全)

- 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図り、荒廃により災害の原因となる恐れがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する。

(農林振興課)

(農地・農業用施設の保全管理)

○農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理保全して二次災害を防止するための対策を推進するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に推進する必要がある。

(農林振興課)

≪指標・現状値≫

- ・京丹波町間伐必要面積 7,452ha (R01 現在) : 農林振興課
- ・治山堰堤の設置数 254 基 (R01 現在) : 農林振興課
- ・地域資源である農用地(協定農用地)の維持 105,505a (R01) : 農林振興課
- ・中山間地域等直接支払交付金 対象面積 938.5ha: 農林振興課

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

○正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産の農林水産物の販売促進等により災害発生後の風評被害を防ぐための早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりを平時から進める必要がある。

(農林振興課・にぎわい創生課)

≪指標・現状値≫

- ・食の安心・安全について講演会等による情報提供 年1回以上 : 農林振興課、にぎわい創生課

7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

(放射性物質の放出・拡散時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等)

○〇 I L 2 の基準 (放射線量 $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過) 時に、混乱を招かないよう、京都府と連携して、空間放射線量率実測値の町民への迅速な情報提供を行う必要がある。また、避難道路の確保、他の市町からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両、運転員の確保、広域避難場所(兵庫県芦屋市)との連携、安定ヨウ素剤の配布方法等、避難計画の実効性を高めるため、継続的な見直しを行う必要がある。

(総務課)

≪指標・現状値≫

- ・国や京都府と連携した原子力防災訓練の実施 年1回 : 総務課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理の推進)

- 委託する廃棄物処理施設の運営を支援する必要がある。

(住民課)

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、災害時に大量発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。

(住民課)

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 地震、洪水、土砂災害、雪害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速な行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る必要がある。

(農林振興課、土木建築課)

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期に渡る浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(低地地域の河川施設の耐震化等)

- 近年の災害により浸水被害を受けた河川、及び国や京都府と連携して整備を行う河川の改修、河川堤防の質的強化対策を重点的に実施する必要がある。

(土木建築課)

- 町が管理する河川施設の改良整備、浚渫等を進める必要がある。

(土木建築課)

(地域防災力の強化)

- 集落毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、消防団、消防署、警察、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(総務課)

○町内防災声かけ運動や地域の自主的な防災マップの作成運動、地域の危険箇所再発見運動など、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。

(総務課)

≪指標・現状値≫

- ・消防団員の充足率(再掲) 88.7%:総務課
- ・自主防災組織の組織数(再掲) 7組織(R01現在):総務課

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退、損失

(文化財建造物の耐震化)

○文化財建造物や伝統的建造物等は、観光客等不特定多数のものが訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を推進する必要がある。

(教育委員会)

(文化財の防火対策)

○文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する必要がある。(再掲)

(教育委員会)

(地域防災力の強化)

○集落毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、消防団、消防署、警察、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(総務課)

○町内防災声かけ運動や地域の自主的な防災マップの作成運動、地域の危険箇所再発見運動など、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。

(総務課)

(防災教育の実施)

○町内の幼稚園、保育所、小学校、中学校において学校安全計画及び危機発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、地域や自主防災組織、消防団、専門家などと連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(総務課、教育委員会)

(消防人材の確保・育成)

○消防団員の新規加入を促進するとともに、消防団員OBの活用、実践的な訓練の実施など機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。(再掲)

(総務課)

《指標・現状値》

- ・消防団員の充足率(再掲) 88.7%:総務課
- ・自主防災組織の組織数(再掲) 7組織(R01現在):総務課
- ・文化財を対象とした消火訓練の実施 年1回実施:教育委員会、総務課

8-5 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進)

○被災後の迅速な復旧、復興を進めるうえで重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業等を推進する必要がある。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による地域経済への甚大な影響

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

○正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産の農林水産物の販売促進等により災害発生後の風評被害を防ぐための早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりを平時から進める必要がある。
(農林振興課・にぎわい創生課)

(広域輸送体制の構築)

○災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物の広域輸送に関する体制を構築しておく必要がある。

(連携型BCPの確立)

○地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。(再掲)
(にぎわい創生課)

《指標・現状値》

- ・食の安心・安全について講演会等による情報提供 年1回以上:農林振興課、にぎわい創生課

